

第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景と意義

急速に進む少子高齢化、長引く経済不況により悪化する雇用状況、都市部への人口集中、生活様式や価値観の多様化、「無縁社会」に代表される人間関係の希薄化や家族形態の変化（核家族化）など、地域社会は目まぐるしく変化しています。

そのことに伴って、公的な福祉施策・サービスが拡充されてはきていますが、孤立死や孤独死、高齢者や児童への虐待、引きこもり・ニートの問題、自殺者の増加など、新たな問題・課題が顕著となり、制度の枠組みを越えた解決策が必要となっています。

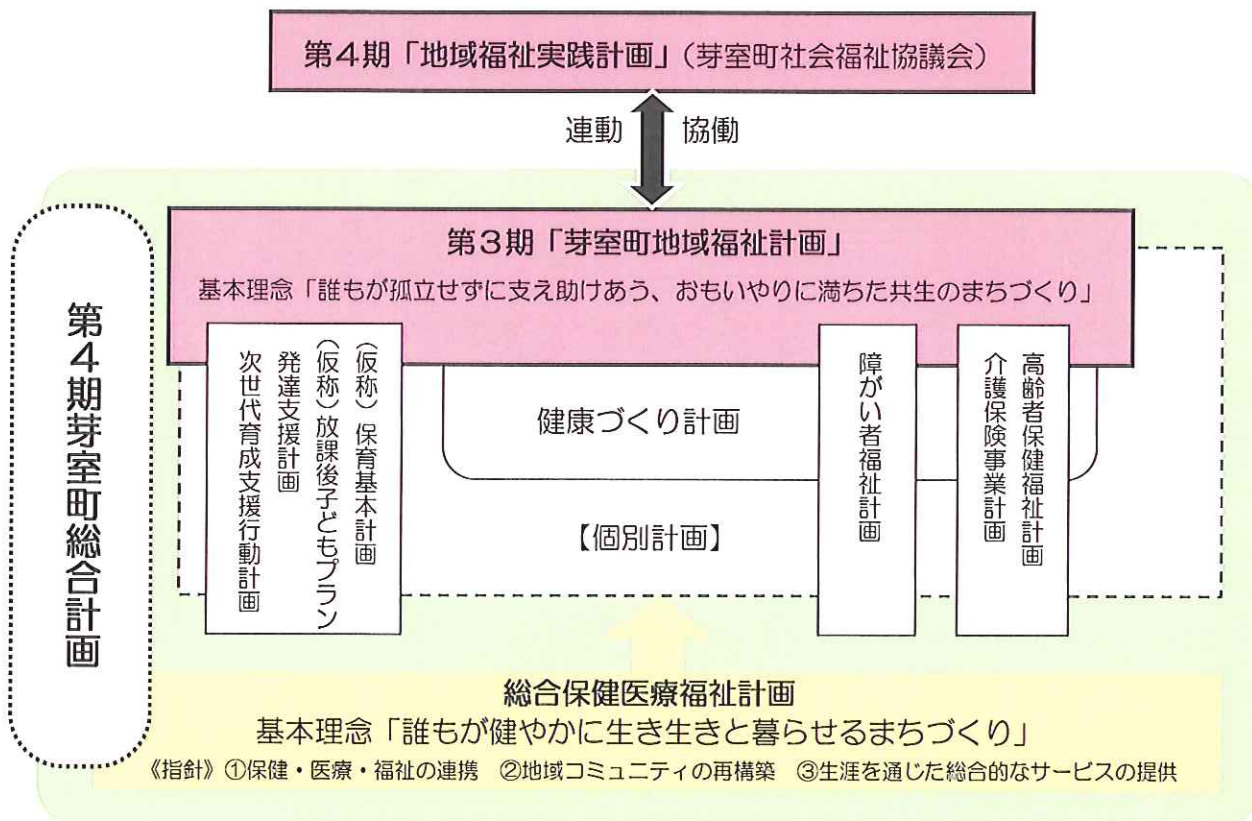
そうした中、芽室町社会福祉協議会では、第1期（昭和60年度～平成元年度）、第2期（平成5年度～平成17年度）、第3期（平成18年度～平成22年度）の3回にわたって地域福祉実践計画を策定し、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられているとおり、地域住民や福祉関係者、ボランティアなどと協力し、誰もが地域社会の一員として自分らしく生活を送られるよう、その時代の福祉問題・課題に対して取り組んできました。

ここに、第3期芽室町地域福祉計画との連携を図りながら、多くの地域住民が地域福祉活動に参画し、お互いが支えあい助けあう、「安心・安全・福祉のまちづくり」を目指すため第4期「地域福祉実践計画」を策定します。

2 計画の位置づけ（芽室町地域福祉計画との関係）

芽室町が策定する芽室町地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い市民の主体的な参加と関係機関や行政の協働のもとに地域の福祉力を高め、「誰もが孤立せずに支え助けあう、おもいやりで満ちた共生のまちづくり」を推進しています。

この芽室町地域福祉計画と、芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とが連動・協働し、地域の特性にあわせた地域福祉活動を展開します。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度の5か年とします。

ただし、その後の社会情勢の変化や福祉制度の改変に対応すべく、年度ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、常に進行管理に努めます。

また、第3期芽室町地域福祉計画と整合性を保つため、行政側と情報交換を密に行い、芽室町における地域福祉の推進のため、柔軟に対応します。

